

重度訪問介護における同行支援の利用手続きについて

1 同行支援の制度創設経緯

平成30年4月の障害福祉サービス等報酬改定時に、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の障害者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーが支援を行う際に、熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合（以下、同行支援）に同行者分の報酬算定が可能となりました。

また、令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定時に、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーに限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事するヘルパーが支援を行う際に同行支援を行った場合も、同行者分の報酬算定が可能となりました。

2 同行支援の支給要件等

（1）対象となる利用者

障害支援区分6の重度訪問介護支給決定者または重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）（支給決定予定者を含む。）

（2）時間数

新任ヘルパー毎に120時間以内

（新任ヘルパーが同行支援を利用して複数の利用者に支援している場合は、利用者全員分の同行支援の合計が120時間以内でなければならない。）

（3）人数

1人の利用者につき、年間3人のヘルパーまで算定可能

（4）算定方法

新任ヘルパーと熟練ヘルパーが2人で支援を行った場合に、それぞれ報酬算定が可能
ただし、報酬はそれぞれ所定単位数の90/100となる。

（5）新任ヘルパーとは

- ・ 重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパーで、採用後6か月以内の者
- ・ 重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する者（ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く。）

（6）熟練ヘルパーとは

当該利用者への障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者

(7) その他留意事項

- ・原則的に、熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や当該期間については、利用者の状態像や新任ヘルパーの経験等を踏まえて支給決定されるものである。(※)
- ・ただし、必要時に迅速な利用ができるよう、あらかじめ（提供事業所が決まっていな
い状態でも）同行支援の支給決定をうけることが可能である。
- ・同行支援にかかる新任ヘルパーが異なる事業所の所属でも可能である。

(※) 同行支援が必要である要件

当該利用者への支援に熟練ヘルパーの同行が必要であると認められる場合の例

※障害支援区分 6 の当該利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者（以下、新任従業者という。）であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者（以下、熟練従業者という。）が同行してサービス提供を行う必要があること。

【平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A（平成 30 年 3 月 30 日）より抜粋】

3 利用手続きの流れについて

(1) 同行支援の利用について、市（障がい者支援課）へ事前に相談します。

(2) 市に下記書類を提出します。

利用者	☐	介護給付費等支給申請書兼利用者負担上限月額認定・減免等申請書 （障害福祉サービスの利用にかかる申請書）【※】 ⇒申請書表面の「申請に係る具体的内容」の欄に、 「同行支援 ○人、計○時間○分/月」と記載
	☐	障害福祉サービス受給者証【※】
事業所	☐	重度訪問介護における同行支援の利用にかかる届出書
	☐	重度訪問介護計画案（同行支援の時間数が記載されているもの）
	☐	雇用契約書等（新規採用ヘルパーのみ） （新規採用ヘルパー氏名、事業所名、雇用期間等が記載されており、 契約状況が確認できるもの）

【※】あらかじめ同行支援の支給決定を受けている場合は、原則提出不要です。

また、同行支援の支給決定のみの場合、サービス等利用計画案やセルフプランの提出は不要です。

- (3) 支給要件を満たしていると認められた場合、支給決定を行います。
(支給決定後、支給決定通知書、障害福祉サービス受給者証を、本人・相談支援
専門員・ケアマネジャーのいずれかへ送付します。)

■障害福祉サービス受給者証 同行支援記載箇所

(二)	
介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分6
認定有効期間	令和2年7月1日から令和5年6月30日まで
サービス種別	重度訪問介護
支給量等	重度訪問介護区分6該当者 200.0時間/月 うち重度訪問介護加算移動 40.0時間/月
支給決定期間	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	同行支援可(3人、90時間/月) 令和3年1月から令和3年3月まで

障害福祉サービス受給者証及び
支給決定通知書の予備欄に、
「同行支援可(○人、○時間○分/
月)○年○月から○年○月まで」
と記載します。

※○人は新任ヘルパーの総数、
○時間○分は1か月あたりの
同行支援時間数の合計

■支給決定通知書 同行支援記載箇所

訓練給付		
予備欄	同行支援可(3人、90時間/月) 令和3年1月から令和3年3月まで	
特		

- (4) 事業所は、受給者証の時間数等を確認のうえ、同行支援を実施してください。

4 請求について

同行支援を提供した事業所は、当該報酬を国民健康保険団体連合会(国保連)へ請求するタイミング(通常はサービス提供月の翌月)で、対象者の提供実績記録票(サービス提供時間、サービス提供をした新任ヘルパー・熟練ヘルパーの氏名が分かるもの)の写しを、請求月の10日までに市に提出してください。

5 同行支援を終了した場合について

同行支援を終了した場合は、市に報告書（重度訪問介護における同行支援の終了にかかる報告書）を提出してください。

6 留意事項

- ・本制度については、支給決定の増加に伴って利用者負担も増加する可能性があるため、利用にあたっては事業所から利用者に対して制度内容について説明し、必ず同意を得てください。
- ・1人の利用者につき、年間3人のヘルパーまで算定可能であるため、複数の事業所を利用している利用者について申請する際には、事業所間で連絡・調整のうえ、申請してください。
- ・重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する者でないにも関わらず本申請を行ったことが発覚した場合、報酬を返還していただくことがあります。

7 問い合わせ先

加古川市 福祉部 障がい者支援課 自立支援係

住 所：〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地

電話番号：079-427-3626（直通）

FAX番号：079-422-8360